

大和市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年12月4日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市上和田字桜山地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市つきみ野一丁目及び三丁目、中央林間西四丁目、上草柳字扇野、深見字坊ノ窪、中央七丁目、柳橋一丁目、代官一丁目、福田字甲五ノ区並びに下鶴間字甲一号、甲二号、乙三号及び乙七号地内